



平成29年5月15日

各 位

会 社 名 近鉄グループホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 吉 田 昌 功
コ ー ド 番 号 9 0 4 1
上 場 取 引 所 東京・名古屋（第1部）
問 合 せ 先 総務部長 増 田 充 康
T E L 0 6 (6 7 7 5) 3 5 3 1

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成29年6月22日開催予定の当社第106期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（注）株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所および名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決

されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

前記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、単元株式数が100株となった後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持するため、株式併合を行います。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上同年9月29日）現在の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	1,906,620,616株
併合により減少する株式数	1,715,958,555株
併合後の発行済株式総数	190,662,061株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

(3) 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、株主の皆様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	209,451名（100.0%）	1,906,620,616株（100.0%）
10株未満所有株主	1,609名（0.8%）	4,761株（0.0%）
10株以上所有株主	207,842名（99.2%）	1,906,615,855株（100.0%）

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式を保有されている株主様1,609名（所有株式数の合計4,761株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。詳細につきましては、株主様がお取引の証券会社または当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成29年10月1日付)
5,000,000,000株	500,000,000株

(7) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

前記「1. 単元株式数の変更」に伴い、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条（単元株式数）を変更するとともに、「2. 株式併合」に伴い、当社の発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分が変更箇所となります。)

現 行 条 文	変 更 条 文 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50</u> 億株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5</u> 億株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、前記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、本定款一部変更は、会社法の規定により、本定時株主総会の決議によらず行うものであります。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関する日程

平成29年5月15日 取締役会決議日

平成29年6月22日 定時株主総会開催日

平成29年10月1日 単元株式数の変更、株式併合および定款変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所および名古屋証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とは、どのようなことですか。

A 2. 株式併合とは複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、単元株式数を100株に変更することに合わせて、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、単元株式数が100株となった後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持することを目的として、株式併合を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないですか。

A 4. 株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 5. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 5. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた1株に満たない端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日（実質上、同年9月29日）現在の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,891株	1個	189株	1個	0.1株
例③	1,000株	1個	100株	1個	なし
例④	995株	なし	99株	なし	0.5株
例⑤	10株	なし	1株	なし	なし
例⑥	9株	なし	なし	なし	0.9株

株式併合の結果、端数株式が生じた場合（上記の例②④⑥のような場合）は全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数株式が生じた株主様に対し、その処分代金を端数株式の割合に応じてお支払いいたします。端数株式の処分代金につきましては、平成29年12月上旬頃にお支払いする予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例の⑥のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うことになります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのでしょうか。

A 7. 特に必要な手続きはございません。

Q 8. 株主優待制度はどのようなのでしょうか。

A 8. 株主優待制度については、併合割合に応じて、以下のとおり発行基準を変更いたします。当該基準については、平成30年3月末日の株主名簿に記録された株主様への発送分より適用いたします。なお、実質的な発行基準に変更はありません。

株主優待発行基準（年2回送付）

所有株式数	近畿日本鉄道線 沿線招待乗車券	株主優待乗車券	株主優待乗車証	株主様 ご優待券
	近鉄電車全線（葛 城山ロープウェイを除く。）に1 枚1人片道通用	近鉄電車全線（葛 城山ロープウェイを除く。）に1 枚1人片道通用	持参人は誰でも利用 でき、近鉄電車全線 （葛城山ロープウェイを除く。）および近 鉄バス全線（一部路 線を除く。）に通用	近鉄グルー プ各社の施 設でご利用 いただける 優待券
100株以上 1,000株未満	4枚	—	—	1冊
1,000株以上 2,000株未満	4枚	4枚	—	
2,000株以上 3,000株未満	4枚	8枚	—	
3,000株以上 4,000株未満	4枚	12枚	—	
4,000株以上 5,100株未満	4枚	16枚	—	
5,100株以上 15,000株未満	4枚	—	1枚	
15,000株以上 30,000株未満	4枚	—	2枚	
30,000株以上 50,000株未満	4枚	—	3枚	
50,000株以上 100,000株未満	4枚	—	4枚	
100,000株以上 1,000,000株未満	4枚	—	5枚	
1,000,000株以上	4枚	—	10枚	

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してのお問い合わせ、単元未満株式の買取制度および買増制度その他株式に関する各種お問い合わせにつきましては、お取引の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電 話 0120-094-777 (通話料無料)

受付時間 平日 9:00～17:00 (土・日・祝日等を除く)

以 上